

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案
に対する修正案要綱

一 不当に低い運賃の禁止

- 1 荷主は、自己の取引上の地位を不当に利用して、国土交通大臣が定める一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の額を不当に下回る金額を運賃の額とする運送契約を締結してはならないこと。
- 2 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者と運送契約を締結した荷主が1に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、その荷主に対して必要な勧告をすることができること。
- 3 国土交通大臣は、2の勧告を受けた荷主が当該勧告に従わないとときは、その旨を公表することができること。
- 4 国土交通大臣は、2の勧告を行うため必要があると認めるときは、2の荷主に対して、報告又は資料の提出を求めることが能够すること。

二 運賃等に関する実態の調査及び必要な施策の策定等

(貨物自動車運送事業法附則第一条の四関係)

国土交通大臣は、当分の間、事業用自動車の運転者の労働条件を改善とともに、一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保し、及びその担う貨物流通の機能の維持向上を図るため、荷主及び一般貨物自動車運送事業者が締結する運送契約における次に掲げる事項に関する実態の調査を行い、その結果を公表するとともに、必要な施策を策定し、及び実施するものとすること。

- ① 運送の役務の内容及びその対価
- ② 運送契約に運送の役務以外の役務の提供が含まれる場合における当該役務の内容及びその対価

(貨物自動車運送事業法附則第一条の五関係)

三 検討

政府は、一般貨物自動車運送事業者には営業区域の制限がなくその事業用自動車の運転者が過重な負荷を受けるおそれがあること、一般貨物自動車運送事業における競争の激化に伴い輸送の安全性の確保等の重要性が増大していること等を踏まえ、この法律の公布後三年を目途として、一般貨物自動車運送事業の許可について営業区域の制限を再度導入すること及び更新制度を設けること等に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

(改正法附則第八条第一項関係)